

藤沢市

個別避難計画作成の手引き

(自主防災組織・自治会の作成に係わる方向け)

藤沢市〇〇部〇〇課

もくじ

1	はじめに	0 2
	○ 個別避難計画とは	
	○ 対象者	
2	作成から完成までの流れ	0 3
	○ フロー図	
3	個別避難計画の記入例	0 4
4	個別避難計画の作成要領	0 6
5	Q&A	1 3
6	用語集	1 5

1 はじめに

【 個別避難計画とは 】

災害時は、市の職員や福祉専門職、地域の支援者を含めた市民全員が被災するため、少しでも命が助かるように、自らの安全は、自ら守る「自助」を基本に、地域による助け合い「共助」が重要になります。

そのため、災害に備え、日頃から、どこに、だれと、どのように避難するか、あらかじめ、本人・家族で決定した個別避難計画を作成し、市、本人・家族、福祉専門職、地域の支援者等と情報共有することで、普段の見守りや災害が発生した時の手助けなど、地域の助け合い（共助）の力を高めることを目的としています。なお、個別避難計画は、本人・家族の意思により、「作成する」「作成しない」を、決めることができます。

ただし、この計画を作成すれば必ず命が助かるということではなく、命を守るためにどのように避難行動すればよいかを確認するためのもので、避難支援においても、法的な義務や責任を負うものではなく、必ず支援が受けられるものではありません。

【 対象者 】

○高齢者

- ・ひとり暮らし高齢者(75歳以上) ・ねたきり高齢者(65歳以上)
- ・高齢者のみ世帯(75歳以上)

○障がい者

- ・身体障がい(視覚 6 級以上、聴覚 6 級以上、上肢 1・2 級、下肢 1～3 級、体幹 1～3 級、腎機能障がい 1 級)
- ・知的障がい(A1、A2、B1、B2)
- ・精神障がい(1・2 級)の方
- ・精神障がい(3 級)のうち、市の生活支援を受けている方

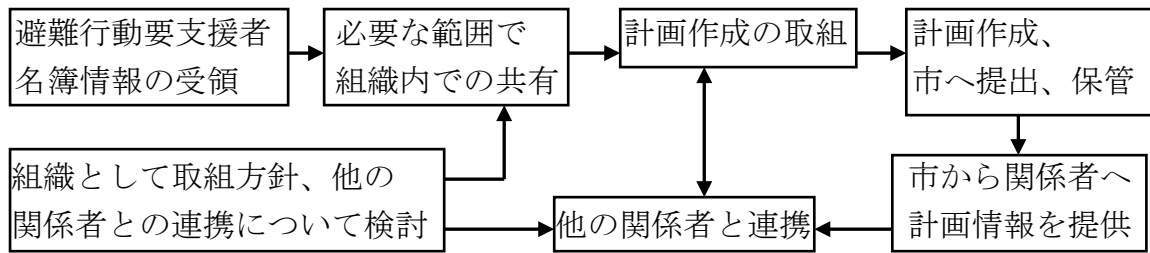
○要介護者

- ・介護保険要介護 3 以上

○自立支援医療（精神通院）受給者のうち、市の生活支援を受けている方

○難病患者のうち、市の生活支援を受けている方

2 計画の作成手順の流れ



- (1) 避難行動要支援者名簿情報の受領
- (2) 必要な範囲で組織内での共有
- (3) 計画作成の取組
- (4) 計画作成、市へ提出、保管
- (5) 市から関係者へ計画情報を提供
- (6) 他の関係者と連携
- (7) 組織として取組方針、他の関係者との連携について検討

3 個別避難計画の記入例

藤沢市避難行動要支援者調査票（個別避難計画）					記載例		
災害発生時に地域の支援者と安全に避難できるよう、「私に必要なこと」を理解してもらうため、私に関する情報を関係機関・者と共有することに同意します。			作成者： 神奈川 次郎		本人との関係： ○○自治会 組長		
同意日：2023年 ○月 ×日			連絡先： 0466-12-3456		調査票の内容に同意する場合は、内容を確認後、要支援者名又は保護者名の欄に本人等の署名をお願いします。		
避難行動要支援者			個別避難計画に記載等された情報（計画情報）は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。計画に記載等された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。				
誰が	(ふりがな)	(ふじさわ たろう)		※要支援者が18歳未満の場合は保護者名 ()			
	氏名	藤沢 太郎		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	住所	藤沢市 朝日町1-1
	生年月日	S9 (1934) .7.12		電話	0466 (25) 1111		
	支援区分	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> その他					
避難先			避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合もあります。その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。				
どこへ	大雨のとき (洪水)	避難場所	<input type="checkbox"/> 在宅避難				
			<input type="checkbox"/> 避難所		【 <input type="checkbox"/> 近隣の指定避難所 ()】		
			<input checked="" type="checkbox"/> 家族・知人宅		【 <input type="checkbox"/> その他の避難所 ()】		
	地震のとき (津波)	避難場所	津波の危険がある地域にお住まいの方 [] 津波避難ビル(タワー)				
			<input checked="" type="checkbox"/> 在宅避難				
			<input type="checkbox"/> 避難所		【 <input type="checkbox"/> 近隣の指定避難所 ()】		
<input type="checkbox"/> 家族・知人宅		【 <input type="checkbox"/> その他の避難所 ()】					
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (若尾山 (一時避難所))							
避難支援等実施者 (実際に避難支援していただく人を記入)			避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、 避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について 法的な責任や義務を負わせるものではありません。 避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。				
誰と	①	氏名	藤沢 一男	続柄	長男	住所	藤沢市 朝日町1-1
		電話	090 (1234) 5678				
	どのように (該当する支援内容の口をチェック)						
	<input type="checkbox"/> 声掛けしてもらう			<input type="checkbox"/> その他の支援		【支援内容】	
	<input checked="" type="checkbox"/> 一緒に避難先に行く						
	②	氏名	朝日町自治会	続柄		住所	藤沢市
					電話	()	
どのように (該当する支援内容の口をチェック)							
<input checked="" type="checkbox"/> 声掛けしてもらう			<input checked="" type="checkbox"/> その他の支援		【支援内容】 避難しているかの確認		
<input type="checkbox"/> 一緒に避難先に行く							
※避難支援の依頼は、本人や家族等から普段のお付き合いの中でお願ひしてください。 ※個人ではなく自治会など団体でも問題ありません。3名以上の場合、欄外や裏面を活用してください。							

避難支援の留意点等	該当する□すべてにチェック	
	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行がむずかしい	<input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい）
	<input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい）	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい
	<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（具体的に記入） <ul style="list-style-type: none"> ・自立歩行はできるが、時間がかかる。長距離は歩けない。 	
その他	伝えておきたいこと	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の認定を受けている。要介護状態区分：要介護3 ・月、木はデイサービスを利用しています。（ケアマネさんは△△事業所です。） ・高血圧の薬を飲んでいます。 	

<メモ> 避難先までの経路図を張り付けるなど自由に活用してください。

- ・隣人の茅ヶ崎 海子さんは、避難時に声をかけてくれると、約束している。



※避難支援時の留意事項例

- ・避難場所、避難経路上の問題（狭あい部、急勾配、段差等）等を検討する
- ・避難経路を示した地図を添付する

4 個別避難計画作成要領

1. 個別避難計画を作成する目的等を伝え、避難行動要支援者本人に作成のための意思（同意・非同意）を確認します。

【個別避難計画の目的と留意事項を伝える】

本人・家族の意向のもと、自治会、自主防災組織及び福祉専門職が作成することを伝えます。

本手引きの冒頭、「個別避難計画とは・・・」を説明します。

関係機関・・・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など
避難支援者・・・本人・家族、知人、ご近所つきあいがある方など
共有・・・作成した個別避難計画の写しを渡すこと

【作成の意向確認と署名をする】

災害発生時に地域の支援者と安全に避難できるよう、	作成者：
「私に必要なこと」を理解してもらうため、私に関する	本人との関係：
情報を関係機関・者と共有することに同意します。	連絡先：
同意日： 年 月 日	調査票の内容に同意する場合は、内容を確認後、要支援者名又は保護者名の欄に本人等の署名をお願いします。

本人・家族から意向を確認します。

本人が署名できる・・・作成者（自署）、同意日（記入日）

本人が署名できない・・・作成者（代理）、続柄、連絡先、同意日（記入日）

原則、代理記載は家族、親族としますが、本人の意向等が確認できれば、家族、親族は問いません。

※作成しない場合 → 終了します。

迷っている → 保留とし、後日、本人・家族からの連絡待ちとします。

2. 氏名や生年月日、住所等、避難行動要支援者の基本事項を記入します。

避難行動要支援者		個別避難計画に記載等された情報（計画情報）は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。計画に記載等された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。			
誰が	(ふりがな)	()	※要支援者が18歳未満の場合は保護者名 ()		
	氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	住所 藤沢市
	生年月日		電話	()	
			支援区分	<input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> その他	

【要支援者名・生年月日】

要支援者名（ふりがな）等を記入します。要支援者が未成年の場合は保護者名を記入します。

【住所】

住民票上の住所ではなく、現在住んでいる所在地を記入します。



【電話番号】

携帯電話やFAXがない場合等は、空白とします。

【支援区分】

避難行動要支援者名簿の支援区分をチェックします。

3. 災害時の避難先を記入します。

避難先		避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。 災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合があります。 その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。		
むく	大雨のとき (洪水)	避難場所	<input type="checkbox"/> 在宅避難	
			<input type="checkbox"/> 避難所	【 <input type="checkbox"/> 近隣の指定避難所 ()】
				【 <input type="checkbox"/> その他の避難所 ()】
			<input type="checkbox"/> 家族・知人宅	
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
むく	地震のとき (津波)	避難場所	津波の危険がある地域にお住いの方 [] 津波避難ビル (タワー)	
			<input type="checkbox"/> 在宅避難	
			<input type="checkbox"/> 避難所	【 <input type="checkbox"/> 近隣の指定避難所 ()】
				【 <input type="checkbox"/> その他の避難所 ()】
	<input type="checkbox"/> 家族・知人宅			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			

【避難の方法】

避難先について洪水（大雨）と大地震、それぞれの場合の想定される避難先（自宅待機を含む）を記入します。

4. 避難支援者等実施者（実際に避難支援していただく人）の状況を記入します。

避難支援等実施者 (実際に避難支援していただく人を記入)		避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。 また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、 避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。 避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。			
誰と	①	氏名	続柄	住所	藤沢市
				電話	()
	① どのように (該当する支援内容の□にチェック)				
	<input type="checkbox"/> 声掛けしてもらう		<input type="checkbox"/> その他の支援		【支援内容】
	<input type="checkbox"/> 一緒に避難先に行く				
	②	氏名	続柄	住所	藤沢市
				電話	()
	② どのように (該当する支援内容の□にチェック)				
	<input type="checkbox"/> 声掛けしてもらう		<input type="checkbox"/> その他の支援		【支援内容】
	<input type="checkbox"/> 一緒に避難先に行く				
※避難支援の依頼は、本人や家族等から普段のお付き合いの中でお願いしてください。 ※個人ではなく自治会など団体でも問題ありません。3名以上の場合、欄外や裏面を活用してください。					

【避難支援者等実施者】

災害時に支援をお願いできる支援者の有無について記入します。

該当する支援内容にチェックします。

個人ではなく自治会など団体でも問題ありません。

8. 要支援者に対して、配慮しなくてはならない事項について記入します。

該当する□すべてにチェック	
<input type="checkbox"/> 立つことや歩行がむずかしい	<input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい）
<input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい）	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい
<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない
<input checked="" type="checkbox"/> その他（具体的に記入） ・自立歩行はできるが、時間がかかる。長距離は歩けない。	

9. 避難支援に必要な事項で、適当な記入欄がなかった場合に「特記事項」として記入します。

伝えておきたいこと	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の認定を受けている。要介護状態区分：要介護3 ・月、木はデイサービスを利用しています。（ケアマネさんは△△事業所です。） ・高血圧の薬を飲んでます。

記載例：

【災害ハザードの状況】

洪水・津波ハザードマップにより、立地状況と色分けによる浸水の高さを記入します。

【避難誘導時の留意事項】

本人が避難する時に必要とする支援を記入します。

避難先までの過程で、必要な用具や、必要なことを記入します。

10. 避難支援時の注意事項等について記入します。

<メモ> 避難先までの経路図を張り付けるなど自由に活用してください。

- ・隣人の茅ヶ崎 海子さんは、避難時に声をかけてくれると、約束している。



- ※避難支援時の留意事項例
- ・避難場所、避難経路上の問題(狭あい部、急勾配、段差等)等を検討する
 - ・避難経路を示した地図を添付する

【避難経路等】

避難先への避難する方法と経路を簡易的に記入します。

避難場所・・・ハザードマップで確認し、洪水時・地震時の避難場所を記入します。

洪水時と大地震時で避難場所が異なる場合は、それぞれ記入します。

災害危険個所・・・本人・家族で確認し、どのような時に危険なのか記入します。

避難経路・・・自宅付近の災害危険個所を踏まえ、避難先へのおおまかな経路を記入します。

在宅避難の場合・・・特に生命の維持に必要な備蓄品等を確認するために記入します。

【その他記載事項】

書ききれなかった、避難支援等実施者を記入します。

5 Q&A

Q 1 個別避難計画作成対象者一覧表（避難行動要支援者名簿）の情報と現時点での情報が異なる場合は？

A 1 個別避難計画作成対象者一覧表の情報は、4月1日現在での介護や障がいの情報等を基に作成しているため、現時点で異なる場合は、最新の情報を記入してください。住所については、毎月1日時点での住民票上の住所を記載しているため、異なる場合は、現時点での住民票上の住所ではなく、所在地を記入してください。

Q 2 要介護・障がい等の更新により認定が変更となり、避難行動要支援者の要件を満たさない場合、市外転居、施設入所、長期入院、死亡等の場合は？

A 2 避難行動要支援者は、入院入所していない生活の基盤が自宅にある方で、避難行動要支援者の要件を満たす方のため、作成は不要です。

Q 3 事前準備で調べた内容をあらかじめ個別避難計画に記入した上で、訪問してもよいでしょうか？

A 3 最終的に、本人家族と個別避難計画の記載内容の確認ができれば、問題はありません。

Q 4 個別避難計画を作成する目的や留意事項を説明したうえで、作成しないと言われた場合は？

A 4 「個別避難計画に作成しません」として、氏名（自署）、日付（記入日）、代理人記載の場合は、代理記載をもらって作成を終了してください。今後、作成したいと本人が申し出た場合、個別避難計画書を適宜作成するようにしてください。個別避難計画の作成は、強制するものではありません。

Q 5 個別避難計画は作成するが、関係機関、避難支援者等と共有したくない。また、作成する以上は必ず避難支援をしてほしいと言われた場合は？

A 5 災害時には、市、福祉専門職、関係機関の支援者すべてが被災するため、必ず支援ができる保証はできません。個別避難計画の作成の目的は、災害時に、本人・家族での避難や避難生活等が難しい場合に、少しでも支援が届くように、関係機関と共有し、「共助を高める」ことを目的としています。

以上のことを伝え、主旨を理解できない場合は、「個別避難計画を作成しません」として署名をもらうか、または〇〇課へ連絡をしてください。

Q 6 避難行動要支援者の対象ではないが、本人から個別避難計画を作成したいと希望があった。また、作成が必要であると判断したサービス利用者がある場合は？

A 6 個別避難計画は、市が要件を設定した避難行動要支援者に対して、作成するものであるため、要件に該当しない場合で、避難支援が必要であると判断した場合は、〇〇課まで連絡をしてください。

Q 7 指定避難所に避難したいが、本人の心身の状況から避難できない場合は？

A 7 避難先は、指定避難所だけではありません。自宅がハザード区域外に立地しており、安全な場所であれば在宅避難（自宅）も検討してください。また、安全な親戚や知人家があればそちらへの避難等も検討してください。

Q 8 作成した個別避難計画は災害時どのように活用されますか？

A 8 関係機関との共有により、災害時にどこに、どのように避難するか等、予め把握できるため、災害時に避難支援を受ける可能性が高まります。災害時には、実際に活動を行う関係機関や団体にも個別避難計画の情報を提供し、避難支援や安否確認に役立てます。

Q 9 作成した個別避難計画の保管及び管理はどのようにするのでしょうか？

A 9 個別避難計画は、情報共有するため、関係機関で保管をお願いしています。個人情報の取り扱いに厳重に注意し、紛失しないための措置をしてください。市外転居や施設入所等により、本人が携わらなくなった場合は、〇〇課で回収をします。

Q 10 個別避難計画のマイタイムラインは、福祉専門職が記入するのでしょうか？

A 10 マイタイムラインは、自助を高める取り組みのひとつとして、本人・家族がいつ、どのような準備や連絡をするのか等を具体的に記載するもので、本人・家族が作成できる範囲で作成をします。分からない点は〇〇課へ連絡するように、お伝えください。

6 用語集

■共通

○災害対策基本法

1961年（昭和36年）制定。災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした法律。この法律に基づいて、国は「防災基本計画」を作成し、地方公共団体はその防災基本計画に基づいて「地域防災計画」を作成する。

○地域防災計画

都道府県や市町村が、それぞれの地域の実情に即して、住民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害についての事務または業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的な対策を定めた計画。

○要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人などで、防災対策に配慮を要する人のこと。

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10第1項）。

○避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命、または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（災害対策基本法第49条の10第1項）。

○個別避難計画

高齢者や障がい者等のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者一人ひとりに応じて作成する避難支援のための計画。令和3年5月の災害対策基本法の改正により、法第49条の10（個別避難計画の作成）に「市町村が計画を作成するよう努めなければならない」という規定が新たに設けられた。

○アセスメント

福祉専門職が当事者本人からサービスに結びつける情報収集や分析を行うことであり、利用者の生活支援のため、このようなプロセスを通じてケアプランを作成する。

○当事者力アセスメント

福祉専門職が避難行動要支援者に対して行うアセスメント。平時の福祉サービスや家庭環境、本人の防災リテラシー（災害リスクの理解や災害に対する備えの自覚等の自助力）を確認し、リテラシーの向上を図る。

○地域力アセスメント

地域での避難支援に利用可能な、利用している福祉サービス事業所、病院、地域包括支援センター、自治会、民生委員・児童委員、当事者団体等についてのアセスメント。

○地域調整会議（ケース会議）

避難行動要支援者（その家族を含む）と、支援関係者（地域の支援者、近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織役員、自治会役員、担当福祉専門職、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会等）が集まり、避難行動要支援者の心身や家族等の状況、地域とのつながり、また、平時の福祉サービス利用の状況を共有する。その上で、災害時の個々の避難支援に関する方針を協議する場であり、ケア会議等と呼ばれることもある。

■福祉に関する用語

○民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。民生委員法に規定されている特別職の地方公務員。独居等高齢者宅の訪問や地域住民の生活相談や援助を行う。

○福祉専門職

平時に避難行動要支援者の福祉サービス利用の計画作成や調整等の支援を行う専門職。主には高齢分野（介護保険）における「ケアマネージャー」や障がい分野における「相談支援専門員」のことを指す。

○ケアマネージャー

介護保険サービスの利用者に対し、ケアプラン（介護サービス計画）の作成や介護保険サービスの調整といったケアマネジメントを行う専門職。正式には、介護支援専門員と言う。

○相談支援専門員

障がい者の生活を支援し、障がい福祉サービス等の利用計画の作成等、障がい者のケアマネジメントを行う専門職。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域で支援が必要な人と地域の人材や制度、サービス、住民の援助等を組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする者。

○地域包括支援センター

高齢者の暮らしを介護、医療、保健、福祉の側面から支える総合相談窓口。主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士等が所属しており、暮らしのさまざまな相談に応じる。

○社会福祉士

国家資格を得た相談援助の専門職。地域包括支援センターや病院地域連携室をはじめとし、福祉、介護、医療、教育、司法など、様々な分野で活動している。

■防災に関する用語

○ハザード（マップ）

本来は危険を意味する言葉であるが、一般的には災害を引き起こす自然の力（例えば、地震・台風・大雨・津波）を意味している。

ハザードマップは、各市町村で作成されている災害の発生と被害の大きさを想定して記入した地図であり、津波、洪水、土砂等のハザードの種類別に作成されることが多い。

○マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨で河川水位が上昇するときに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考えて命を守る避難行動の一助とするもの。

○防災士

「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した人。一定の研修と救急救命講習を受講後、防災士試験に合格した場合、認証される。

○防災リテラシー

災害についての情報を適切に処理する能力のこと。地域の災害リスクや必要な備え等、防災に関する正しい知識を持ち、必要な支援を求めることも含めて、災害発生時に適切な行動をとることができる能力を指す。

○福祉避難所

高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など、避難所での継続した生活が難しいと判断される方のための環境や設備について特別な配慮がなされた避難所。2021年度（令和3年度）の災害対策基本法施行規則の改正により、受入対象者を特定した公示制度が創設され、今後、直接避難の促進が期待されている。